

指定障害者支援施設等の人員等に関する基準等を定める条例等について

平成30年4月1日横福指第65号
一部改正 平成30年10月1日横福指第454号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号の規定に基づく指定障害者支援施設の申請者の要件並びに法第44条第1項及び第2項の規定による指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準については、指定障害者支援施設等の人員等に関する基準等を定める条例（平成30年横須賀市条例第22号。以下「条例」という。）及び指定障害者支援施設等の人員等に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年横須賀市規則第39号。以下「規則」という。）を施行したところであるが、条例及び規則の趣旨及び内容は、以下に定めがあるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日障発第0126001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の例による。

1 内容及び手続の同意（条例第4条）

指定障害者支援施設等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「省令」という。）第7条第1項に規定する内容及び手続の同意を原則として書面で得なければならない。ただし、利用者の承諾を得た場合には、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提供することができる。

2 記録の保存期間（条例第5条）

指定障害者支援施設等は、省令第56条第2項に規定する諸記録のほか、会計に関する記録（施設障害福祉サービスの提供に係る給付に関するものに限る。）をその完結の日から5年間備えておかななければならない。